



## Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp  
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201  
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

2017年2月24日

健康増進法改正案の改悪についての日本禁煙学会他要望書

厚生労働大臣 塩崎恭久様

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学  
公益財団法人 日本対がん協会 会長 垣添 忠生  
公益財団法人 日本呼吸器財団 名誉理事長 北村 諭  
全国地域婦人団体連絡協議会 会長 柿沼トミ子  
公益社団法人 全国結核予防婦人団体連絡協議会  
会長 木下 幸子

### 要望書 (1)

受動喫煙の規制に面積基準による例外や喫煙室（分煙）に反対します。

IOC・WHOの合意に反する例外規定は認められません。

記

2月8日付けの朝日新聞朝刊によりますと、30平方メートル以下のキャバレー・バー・スナックなどを受動喫煙対策の例外とするとしています。

<http://digital.asahi.com/articles/DA3S12786443.html?rm=150>

これは、なし崩し的に法案を意味のないものとするだけでなく、IOCとWHOの協定に違反し、これをIOCが受け入れることは無いと思います。

それだけではなく、30平方メートル以上と未満では著しい不公平となります。海外ではスペインにおいて100平方メートルで分ける政策が一時行われましたが、公平性の欠落と、従業員の受動喫煙などを理由に修正され、全店舗を禁煙としました。

その結果何ら問題は起こりませんでした。店舗面積で受動喫煙対策に差を設ける国策を取っている国は皆無です。

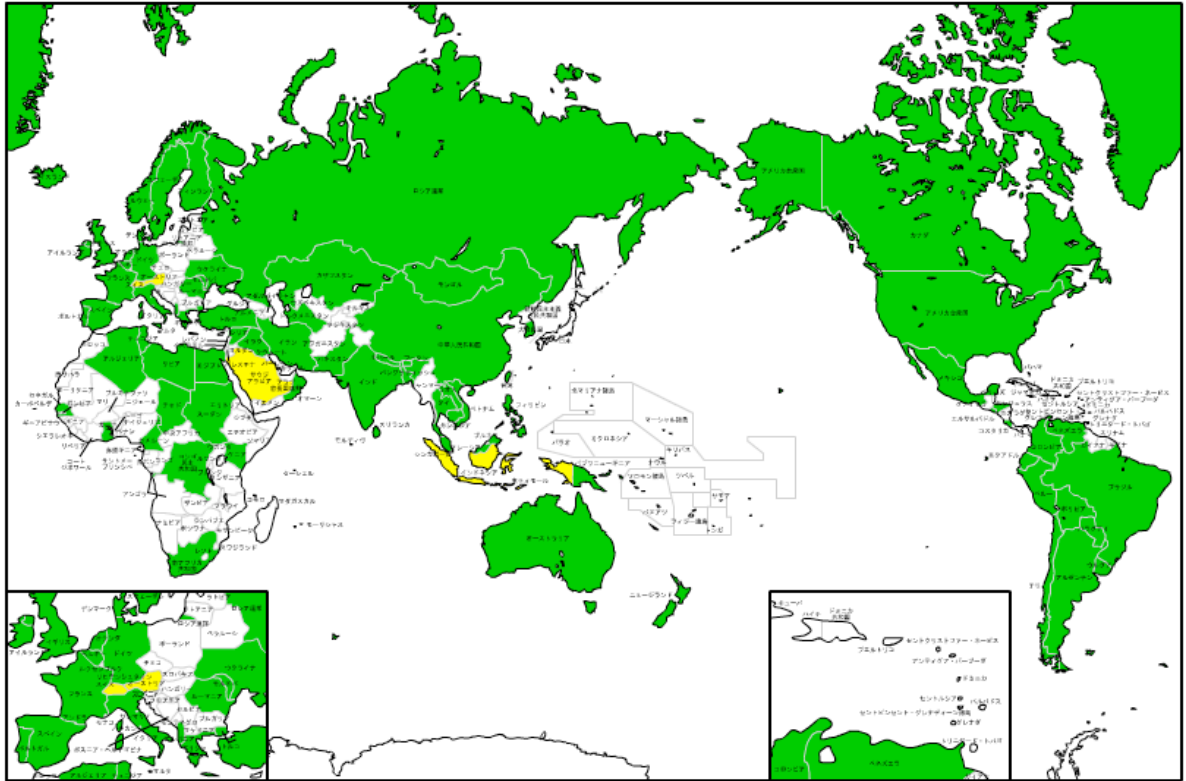
「店が潰れる、潰れる」という飲食店業界幹部の一方的な発言ばかりが宣伝されていますが、すでに世界中で受動喫煙防止法ができている現在、どこの国でもその様な事実は起きておりません。受動喫煙防止条例後の神奈川県においては、近隣都県に比べ飲食店数の減少率が少ないという事実もあります。

喫煙室も独立した換気装置など嚴重なものが要求されます。本来、喫煙室はWHOでは認めておりませんが、よほど強力な換気装置を持った喫煙室をつくらないと、意味が無いでしょう。

昨年11月にはWHOの上級政策顧問ジュディス・マッカイ教授が東京の「分煙の店」を視察して「台風ぐらいの換気装置でなければ無駄」と評しておられました。

“いい加減な喫煙室”は人命を奪います。

以上



受動喫煙防止法のある国。(2017 1 現在)

緑：法があるか、50%以上の人が条例で守られている。

黄：50%以下の人が条例で守られている。

ただし、喫煙室が許可されている国を含む（インド、韓国など）

・・・実際には喫煙室は許可されていますが、その様なものをわざわざ作る  
レストラン、バーは実際にはほとんどありません。